

赤字部分：20231110更新箇所

該当箇所	質問（概要）	回答
公募要領 「4.提出期限及び提出先」 (3)■入力項目	「⑰（（４）提出書類一式アップロード）」とあるが、（４）は何を指すのか。	誤記の為、訂正（削除）しました。 提案書及び添付資料を指します。これらの詳細は、HP公表資料のワードファイル「提案書類」をご確認の上、提出願います。
公募要領 「6.委託先の選定」 (2)審査基準	審査基準について、配点は公表されるか。	公表はしません。
公募要領 「6.委託先の選定」 (2)審査基準	複数企業等の共同提案にあたり、協業他社がくるみん認定企業となる場合、こちらは加点評価の対象となるか。	加点評価の対象となります。
提案書類 (全般)	共同提案の場合の提出方法を教えてほしい。 RA雇用を考える場合、予算として組み込んで良いか。またその場合の研究員登録はどのようにすれば良いか。	共同提案の場合、実施内容について各者の役割を明確化した上で、記載をお願いします。 （提案書について） 共同提案の場合でも、提案書は1つにまとめた形で作成ください。ただし、表紙及び添付書類は各者で作成してください。また、「8. 調査体制図」の中でそれぞれの体制を記載いただき、「7. 調査計画」においても、役割を明確に分けて記載されたものを提出願います。 「9.必要概算経費」も同様に、それぞれ別紙で算出をお願いします。 （RAについて） RAの場合であっても研究員費を支払うことが可能であり、積算いただいて結構ですがRAには一定の要件がございます。（下記URL内「2（４）学生研究員」を御確認ください。） https://www.nedo.go.jp/content/100958686.pdf 研究員登録は採択決定後契約時に提出いただく実施計画書において登録（記載）いただくものでございます。
提案書類 「3.添付書類」	会社経歴書は、会社紹介のような内容のもので良いか。	会社の経歴が分かるものでしたら、大丈夫です。
提案書類 「提案書の様式」	提案書の様式が示されているが、要件を満たせばwordでなくpptで作成したものをPDFに変換し、提出しても良いか。また、縦ではなく、横の資料を提出しても良いか。	記載内容やA4サイズで印刷可能であることを満たす場合、形式や縦横は問いません。

赤字部分：20231110更新箇所

該当箇所	質問（概要）	回答
仕様書 「2. 目的」等	説明会の際に、バリアフリー、障害者雇用の点、本公募を出すに至った点、課題等について話されていたが改めて教えて欲しい。 また、現在のオフィスに入居されて20年が経過されているとのことだったが、固定席対向式とフリーアドレスプランのどちらのプランを利用されているか。	<p>(障害者雇用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会においては、法令の改正による事業者への要請の変化の一例として社会一般的な内容をお伝え致しましたが、NEDOはオフィスについても障害者に対する各種法令に沿って対応を検討していきたいと考えております。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書にあるとおり、課題等を正確に把握・分析し、それらから今後目指すべきオフィス環境のコンセプト等を定めるために本公募を実施しております。 <p>(現状のレイアウト等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NEODは2003年にミュージア川崎にオフィスを構築していますが、固定、フリーアドレスが混在しています。現状に限らず、レイアウトを検討したいと考えております。
仕様書 「3. 内容（3）現状と課題の把握・分析」	「過去に行われた調査等の結果も参考にする」とのことだが、それに関する報告書等は、ホームページ上の「成果報告書データベース」から検索できるものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・HPには掲載していません。調査実施にあたり、機構が提供する予定です。
仕様書 「3. 内容（6）基本設計、各種図面、什器等リストの提案」	「基本設計」の後、設計業務(実施設計等)の入札は行われるか。	具体的な図面含め、本調査の内容でございます。仕様書3（6）をご参照ください。
その他	提案書提出後、内容についてプレゼンをする機会等はあるか。	現時点では、その予定はございません。
その他	説明会以降に追加に質疑があった場合、期限があれば教えていただきたい。	<p>【説明会の内容から訂正】</p> <p>公平に情報を提供する観点から、頂いた質問と回答はHP上で公表を行います。HP公表等の作業の都合上、15日（水）の正午をもって締め切らせていただきます。</p>
その他	什器及び工事は本業務とは別に入札にて業者を決定する認識でよいか。	ご認識のとおり、什器の調達、工事については、別となります。
その他	調査の実施者となった場合、それ以降の什器・工事等のコンペ・入札に参加は可能か。	可能です。